

25町監第88号の2

2025年8月19日

町田市長 石 阪 丈 一 様

町田市監査委員 小泉 めぐみ

同 古川 健太郎

同 三遊亭 らん丈

同 佐藤 和彦

令和6年度（2024年度）町田市各公営企業会計資金不足比率
の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づいて審査に付された令和6年度（2024年度）町田市各公営企業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

令和6年度（2024年度）町田市各公営企業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による審査
なお、本審査は町田市監査基準に準拠して実施した。

2 審査の期間

自 2025年7月9日
至 2025年7月28日

3 審査の対象

令和6年度（2024年度）町田市下水道事業会計資金不足比率
令和6年度（2024年度）町田市病院事業会計資金不足比率

4 審査の着眼点及び実施内容

この各公営企業会計資金不足比率審査に当たっては、市長から提出された上記審査対象の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に準拠して作成されているか、並びに各会計の資金不足比率を適正に表示しているかについて、通常実施すべき審査手続を実施した。

5 審査の結果

審査に付された下記各公営企業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成され、各会計の資金不足比率を適正に表示していると認められた。

記

(単位 %)

資金不足比率	令和6年度(2024年度)	経営健全化基準
町田市下水道事業会計 資金不足比率	—	20.0
町田市病院事業会計 資金不足比率	—	

(注) 上記表中の「—」は、各公営企業会計とも資金不足額がないことを表している。なお、「0」と表示しないのは、各公営企業会計の資金不足比率がマイナス比率（資金剰余）となるためである。

6 資金不足比率の概要

資金不足比率とは、公営企業ごとの事業の規模に対する資金の不足額の割合である。対象の2会計とも資金の不足額はないので、表示上は資金の剰余額を示す△を付けている。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(注) 資金の不足額は、(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産) - 解消可能資金不足で算出される額である。

事業の規模は、営業収益の額-受託工事収益の額で算出される額である。

(1) 下水道事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 1,091,730 \text{ (千円)}}{5,600,141 \text{ (千円)}} = \Delta 19.4 \text{ (\%)}$$

(2) 病院事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 1,539,810 \text{ (千円)}}{12,361,237 \text{ (千円)}} = \Delta 12.4 \text{ (\%)}$$

各会計の資金不足比率の推移は、次表のとおりである。

資金不足比率	(単位 %)		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町田市下水道事業会計 資金不足比率	— (△20.0)	— (△43.6)	— (△19.4)
町田市病院事業会計 資金不足比率	— (△41.5)	— (△28.4)	— (△12.4)

(注) 上記表中の「—」は資金不足額がないことを表している。なお、() 内に参考として計算上の数値を表示した。